令和3年4月改正・8月施行の改正内容に係る変更点(1)

短期入所生活介護事業所 様

■「特定入所者介護サービス費」の食費負担限度額・食費基準費用額と所得段階の変更■ 令和3年8月1日より、特定入所者介護サービス費の食費負担限度額・食費基準費用額の変更と所得段階が 細分化されます。

円→1,445 円

令和3年7月まで 令和3年8月から		年8月から	•**·····	
第1段階	300 円	第1段階	300 円(変更なし)	※食費の基準費用額は、1,392 円→1,445 P
第2段階	390 円	第2段階	<u>600 円</u>	(日額)に変わります。
生っい叱	650 M	第3段階①	<u>1,000 円</u>	また居住費の負担限度額は変更ありません。
あり扠陌	000 円	第3段階 ②	<u>1300 円</u>	**

※第3段階の利用者に関しましては、被保険者情報登録画面で令和3年8月1日からの履歴を 作成し、第3段階①、もしくは第3段階②へ必ず変更していただけますよう、お願い申し上げます。※



令和3年4月改正・8月施行の改正内容に係る変更点(2)

グループホーム 様

■公費「原爆福祉」の適用の拡充■

認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、認知症 対応型共同生活介護(短期利用)、介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)で適用可能な公費に、 **原爆福祉(法別番号:81)**が追加されます。

令和3年4月1日より、上記サービスは原爆福祉(法別番号:81)が適用可能となりますが、<u>国保連合会で該当</u> 公費の請求の受付を開始するのは、令和3年9月1日~10日の請求時期からです。

令和3年4月~7月提供分の請求方法は、償還払いによる方法、月遅れ請求による方法など自治体ごとに異なり ます。請求先の市町村の介護保険課へお問い合わせください。

※ 原爆福祉(法別番号:81)の公費が適用となる利用者がいる場合には、被保険者情報登録 画面の、公費情報の公費保険欄で「原爆福祉(通介)」の登録が必要です。

